

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鶴ヶ島市松ヶ丘二丁目一番二地先か ら同市大字高倉字新右エ門前一 五八番五地先まで	鶴ヶ島市大字三ツ木（元関間新田 分）字三角原一七九番一地先から同 市大字高倉字新右エ門前一六五 番三九地先まで	区 間
一六・〇〇〃 三五・六四	二三・九〇〃 二七・〇〇	敷地の幅員 （メートル）
四、〇〇〇・九四	一、二九〇・六一	延 長 （メートル）
旧道は一般国道四百七号として存置する。 一部区間において、道路法第十七条第二項 の規定に基づき鶴ヶ島市が特例管理を行 う。 令和四年十二月二十七日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第十一号で告示した道 路区域の一部変更である。		備 考